

# 文相田中耕太郎の辞任についての考察

梅本 大介

## はじめに

本稿では、田中耕太郎が文部大臣を辞任する背景を解明することを目的としつつ、第一次吉田茂内閣（1946.5.22－1947.5.24）が対応した政治課題について、とりわけ教員待遇問題に関する組合との政治交渉と新学制の導入に対する対応の過程の2つに焦点をあてて分析し、その政治的選択の意義を明らかにすることとする。教員待遇問題と新学制は、田中が文部大臣として対応にあたった政治問題だったからである。

田中が教員待遇問題に対してどのように臨んだのかについては第一に教員適格審査制度、そして第二に教員身分法案を課題として田中の関与を整理して、その政治的特性を検討する。田中自身による記録資料や教育刷新委員会での配布資料などを活用し、検討課題の分析を行う。その次に、新学制の導入をめぐる内閣内の政治的力学について分析する。教育政策を所管する文部省と政府予算を策定する大蔵省は新学制の導入について両省間でどのような交渉を展開し、その結果を総理である吉田がどのように受け止めていたのかを明らかにしたいというのがその目的である。田中の大臣罷免は、新学制を導入する時期に関して田中がGHQと対立したために吉田によって決断されたものであったと、これまで多くの評伝や研究で言及されてきた<sup>1</sup>。しかし、この整理は妥当であるのかという疑問を持ったことが本稿の出発点である。

鈴木英一が明らかにしたように適格審査の草案は田中自ら手掛けたものであり<sup>2</sup>、このことがきっかけで学校教育局長時代から田中与教職員組合との関係は激しい対立をみせていたことがわかっている。1947年の2・1ストをめぐる組合と政権は対立することからも、教員待遇問題は吉田内閣全体の政局課題であったと捉えなければならぬのではないだろうか。当然、新学制の導入も吉田自身が証言するように田中の大臣交替につながる理由ともなりうる大きな政治的問題であった<sup>3</sup>。新学科の導入はCIEや教育刷新委員会によって早期決行を求められた制度改革だったが、実施するための予算や教員人事の問題など様々な課題により田中はその対応に苦慮していたからである。事実、田中は新学制の導入に関

して内閣の中で「孤軍奮闘」<sup>4</sup>状態になってしまったことを自ら証言している。これは、田中にとって改革を実現するうえで何が障壁となっていたのかを明らかにしなければならないということの意味しているのではないだろうか。つまり、教員待遇問題と同様に新学制の実施に関する政治的課題は教育行政改革上の問題のみにとどまらず、政局全体を見渡して複雑な対応を要求された問題であったと意識してその政治的背景を再検討しなければ、田中の大臣辞任という政治的事件の実態を解明することはできないのだと考える。以上のような問題意識をもって、本稿では田中の文部大臣辞任の理由について再検討する。

## (1) 民主教育の建設と教員適格審査

### 1) GHQによる教員適格審査の指示

教職員の適格審査に関する指示は、1945年10月30日にCIEより「教員及教育関係官の調査、除外、認可に関する件」が発せられていた。そこでは、軍国主義者や占領政策に反対する者の排除を示唆するだけでなく、排除を行うための基準表の作成や調査等を行う行政機関の設置を求めている。適格審査の運用に関する原案も、1946年10月23日の文部省内の省議において大村精一次官によって提示された<sup>5</sup>。翌月13日の省議ではこの適格審査の委員には学生や父兄代表を入れるようにとの指示がGHQから出されたことが報告されている。教員全員の審査は一部の委員だけでは無理だと文部省としては考えたが、「司令部ハ全教員ヲ洗ヘトイフ。Democracyノ訓練トシテ、混乱ヲ生ジテモ已ムヲ得ズ今回限り学生ノ意見ヲキクコトニスベシトノHallノ意向ナリ」<sup>6</sup>という結果が省議にかけられた。適格審査の委員に学生や父兄代表をいれようとするのは、学校教育の権威に動揺を与えようとする政治的な指示であった。さらには、全国700余名の委員で教職員40万人の適格審査を行うという指示であったから、文部省がその運用について危惧していた背景も理解ができる。いずれにせよ、このように議論が進んでいた教職員の適格審査制度案の設計に、1946年に入ると文部省内の主導権を掌握した田中が積極的に関与してくるのである。

### ○ 教育者追放の開始

田中は同年3月19日に京都郁文校において行った講演「教育に於ける権威と自由」<sup>7</sup>の中で、戦勝国である米国を念頭に一部の教員が生徒たちに対して「復讐心といふやうなものを苟も涵養するやうなことがあつてはならない。(中略=引用者)武力で以て復讐しなければならない、といふやうな気持を持つてをる者がありと致しますならば、さういふ教育家は現代のこれからの教育を背負つてゆく資格はないのであります」<sup>8</sup>と主張している。米国教育使節団の京都への教育視察に随行したスケジュールの中で文部省の学校教育局長

として行った講演であり、心当たりのある者は教育現場から自ら離れよとの警句は、政治的な重みをもつメッセージであった。その後、教職員の適格審査は具体的に動き出していく。

例えば、1946年6月29日に、工業専門学校長や農業学校長、高等女学校長などが具体的に名前をあげられて適格審査の完了まで休職を命じられている<sup>9</sup>。但し、文部省は敗戦直後から教練を担当した軍人や軍国主義者の追放を決定しており<sup>10</sup>、田中の発言や休職命令の実施は1946年からの特別な動きというよりは、敗戦直後から進んでいた教育現場の民主化が同年に入って全社会的に拡張したという表現の方が妥当であろう。1945年10月22日には、GHQの覚書である『日本教育制度ニ対スル管理政策』によって、「教師及ビ教育関係官公吏ハ出来得ル限り迅速ニ取調べラルベキコト、アラユル職業軍人乃至軍国主義、極端ナル国家主義ノ積極的ナル鼓吹者及ビ占領政策ニ対シテ積極的ニ反対スル人々ハ罷免背ラルベキコト」<sup>11</sup>と指令が発せられていたからである。

## 2) 教員適格審査の実行と田中の関与

1946年5月7日に、文部省訓令五号「教職員の適格審査をする委員会に関する規程」<sup>12</sup>が発せられた。この教職員の適格審査は審査対象が異なる委員会を5つの種類に分け、其々異なる設置者を定めることで広範囲に教職員の適格審査を行なおうとしたものである。この規程の第9条では文部大臣に審査委員会の組織が不相当であると同大臣が認めた時には変更を命じることができる権限を付与していたから、占領期における教育民主化の特質から考えれば極めて強権的であり異質な行政命令であった。それだけ、教職員の適格審査が優先順位の高い政治判断として位置づけられていたということであろう。

同年7月1日には公職適否審査委員会官制も発せられ、指定される人物の経歴審査の体制が整った。つまり、公職審査制度の整備よりも教職員の適格審査が優先されたという事実は、それだけ教育における戦前の体制の払拭がGHQにとって大きな関心事であったということを示唆しよう。田中は、1946年6月14日の地方長官会議で、「教職員の適職審査(中略＝引用者)に関する法令は五月七日以来実施せられてゐるのでありまして、関係者は急速に、然し良識的に厳正に実行しなければなりません。これは文部省に於て連合側指令の有無に拘らず、教育の使命の遂行上当然実現しなければならぬ所であります」<sup>13</sup>とその実施を厳しく求めている。この田中の発言をみれば、教育における戦前の体制や教育観の払拭はGHQによる期待だけでなく、田中の積極的な改革姿勢から発せられていた取り組みであったことが理解できる。

7月16日には、適格審査室の通牒により、戦前に大政翼賛会関係者であった者がその審査委員に選ばれないように慎重を期さねばならないことが求められた<sup>14</sup>。審査対

象から外れている教育職員に対しても、不適格者は新規採用を控えるように留意させる文部次官通牒が翌月17日に発せられている<sup>15</sup>。地方軍政部が現地日本側の教育改革の実行状況を監視できているかどうかのCIEによる査察内容には、この適格審査に関する項目も含まれていた<sup>16</sup>。実際に、地方軍政部は学校視察調査を行っており<sup>17</sup>、GHQも教職員の適格審査が完全に果たされるように意識していたことを確認することができる。尚、はじめての教職員の適格審査は千葉県で実行された。公職適否審査委員会官制が発せられる前の6月17日に、千葉県立図書館で教職員審査委員会が開催される。東京帝国大学の我妻栄や法政大学の谷川徹三、慶應義塾大学の高橋誠一郎など14名を数える委員の参加のほか、田中やCIEのグリフィス大尉も同日の委員会に臨席した。

だが、このような政治的な色彩を帯びる教職員の適格審査がGHQの意図通りに日本社会全体の民主化を強力に推し進める機会となったかといえ、筆者は疑問を呈せざるを得ない。適格審査に関する個別的審査は、どのような内容や嫌疑にせよ恣意的な運用しかうまないからである。例えば、9月17日に適格審査室長から発せられた各審査委員会宛の通牒には、「故意に他を陥れんがための投書も相当ある」<sup>18</sup>との指摘もあった。この一文だけでも、適格審査という制度の運用が数多くの混乱をうんでいたことを推察することができる。他にも、10月22日に、大臣官房適格審査室長から官公私立大学総長をはじめ各学校集団長や地方長官宛に、批判の多い適格審査だから私情などをはさまずに慎重に適否の審査をすべきであるという通牒が発せられていることは、この混乱を証明するものであるといえよう<sup>19</sup>。

### ○ 田中による直接介入

教職員に対する適格審査の対象の拡大は繰り返し行われた。10月3日には「教職員の適格審査をする委員会に関する規定」に、「中等学校以下の学校の設立者又は中等学校以下の学校を経営する法人の役員」が審査対象になることが追加された<sup>20</sup>。

この時期の田中の行動や考え方に関しては、『田中耕太郎文書』類に収載されている資料「教職員適格審査制度に就て」<sup>21</sup>で明らかにできると考える。同資料は田中の字によるものだと推定するが、同文書の内容からは文部省ができるだけ適格審査制度の効果的な実施を実現するために関係各所と調整を図っていたことが伺える。具体的な対象や不適格にする理由を想定し、まずテストケースを作ろうとしていたことが明記されているからである。さらに、審査手続きに関する訓令も整理している。つまり、田中自身が手書きで教職員の適格審査制度を研究していたことを、同文書から理解することができるのである。

相良惟一は、5月7日に発せられた教職員の追放に関して、「事実上、学校教育局長だった田中耕太郎先生がお一人で作られたものといっている。(中略=引用者)、法律の草案段

階からだれの手も借りず、GHQと交渉しながら、何度も何度も書き直して最終案をまとめられた」<sup>22</sup>と『読売新聞』のインタビューで証言している。教職員の適格審査の実施に関して田中は文部省内で孤立していたようであり、相良は「文部省の中でさえ、なぜGHQに迎合して、これほど厳しくやる必要があるんだ、という声が強かった」<sup>23</sup>と証言している。相良はあまりにも田中の近くにすぎたために、その評価に対しては慎重な姿勢が必要であろう。だが、田中の教職員の「追放」に対する信念の強さやその後の教育改革の方向性をどのように描いていたのかを理解する上で、この相良の証言は重要であるはずである。『田中耕太郎文書』中の資料『教職員適格審査制度に就て』の重要性を認識することができるからである。

しかし、実際の適格審査の結果は、田中の想定とは異なっていたのではないだろうか。また、敗戦前の軍国主義や超国家主義を教育現場から排除するために「多数の追放者が判定された」<sup>24</sup>ととなえられる教職員の適格審査だが、それは正しく実態を反映した考察の結果なのだろうか。阿部彰の研究によれば、1947年4月末時点や5月末時点での審査総数に対する不適格教員の割合は1%に満たない。全国的なその結果をみれば、教員の適格審査は決して教育史上評価されているような結果ではなかったのではないだろうか。また、審査前に退職した教職員や関係行政官が11万人を超えるほど膨大な人数に及んでいたことは、戦後の生活苦だけでなく自己省察という観点から辞職を決断した可能性があったことも唆していよう<sup>25</sup>。そのうえで、教育現場から不適格教員が排斥されたのである。このような教員の不足や異動への対応に、教育行政を所管する文部省は責任をもってあたらなければならなかった。

## (2) 教員身分法案成立への努力と教員組合との衝突

### 1) 田中による教員待遇改善への意欲

全国的に教員の再配置が進む中、文部大臣である田中につきつけられた政治課題が教員の身分を規定する教員身分法案の制定と、そしてそれに伴う教職員組合との待遇改善に関する政治的交渉であった。これを観察するために、1946年12月27日の教育刷新委員会総会で配布された資料『第六特別委員会報告』に着目したい。この時の第六特別委員会の報告内容は、教員身分法の制定に関しての基本方針であった。官公私立関係なく、教員という職業をすべて「特殊の公務員としての身分を有する」<sup>26</sup>扱いとして考えていたことが、この身分法案の特徴であろう。法案の構成は、①教員の定義及び身分、②教員の区分及び種類、③任用資格、④任用手続、⑤身分の保障、⑥休職の制限、⑦減俸、⑧転職及び転任の制限、⑨教員の審査、⑩教員服務規律、⑪研究及教育の目的、⑫再教育又は研修、⑬

懲戒の方法及び懲戒罰，⑭俸給・昇給・恩給についてであった<sup>27</sup>。教員審査の項で「不適当な教員を整理し又は教員の不適正な配置を排除するため教員はすべて任命後一定期間毎に教員審査委員会の審査に附せられるものとする」<sup>28</sup>と起案されていることは、民主主義に根差す新教育文化の確立を支えるものとして適格審査制度が期待されていたことを示している。

しかし、教員側からすれば、これは自身の生活経済を脅かす政治的圧力にも受け止めることができただろう。だからこそ、この教員身分法案に関する報告では、法案の説明に続いて第六特別委員会における「教員の団結権及び団体交渉権」に関する意見も紹介している<sup>29</sup>。その意見の中には、教員は特殊な身分であるという聖職論に立つ教員連盟と、労働争議権や団体交渉権を有する労働組合法に拠る教員組合の両者を設立する必要性を唱えたものが多かった。このような教員身分法の提出と教員組合の設立に関する狭間で、田中はどのような政治対応を選択していたのかを確認することが必要となる。

### ○ 教員待遇改善への意欲

田中自身は、教育行政の責任を担った直後から教員の待遇改善を行うことを公言していた。1946年5月29日に『日本教育新聞』で発表した「教育者に訴ふ」では、「私は全日本の四十万の教育者諸君の代表者として、諸君の社会的、経済的地位の向上に誠心誠意を以て努力し、(中略=引用者)特に重要なのは教育権の独立と教育者の待遇改善であり、此の二点に就いて私は諸君の熱烈なる応援と鞭撻とを切望する」<sup>30</sup>と述べている。教員に対して、自分を信頼してほしいとメッセージを発していた。また、翌月14日の地方長官会議では、教育者の待遇改善は大蔵省も深い理解を示していると、文部省にとって予算編成上の最大の障壁である大蔵省を牽制して地方長官達にも教員の待遇改善に関する協力を仰いでいる<sup>31</sup>。教員の経済生活・労働環境の改善に資するために設立される教育組合に対しても、田中は決して否定的な態度をとっていない。同会議で、田中は教員組合が合法のものである限り文部省として干渉するつもりはないし、教員の待遇改善に文部省は全力を尽くしたいと述べている<sup>32</sup>。しかし同時に、そのような文部省としての努力にもかかわらず、教員組合の一部が文部省に対して激励をするならいざ知らず、なぜ敵対的な態度をとるのかとも指摘している<sup>33</sup>。つまり、田中は教員が一党一派に偏った政治的イデオロギーを持つことを批判しているのであった。政治的抵抗を行う教員組合に対する批判を田中はその後も緩めていない。むしろ、その批判は学校教育局長時代からの田中の変わらない姿勢であった。

『田中耕太郎文書』の中に、教員組合に対する田中の率直な想いを述べている文書がある。学校教育局長時代から教員組合の活動に注意を払ってきたと述べられている文書であ

る<sup>34</sup>。その文書には、組合員による文部省へのデモ行進や突然の訪問、泊まり込み、大臣への会見要求などによって文部省での執務に支障が出ていたことが正直に告白されている。とくに、天皇批判を行う彼らの行動に対して強い批判を行っている。また、組合側の交渉中の態度に辟易としたために、CIEの係官も同席させて組合の実態を理解させようとするなど、とにかく教員たちによる精神的圧迫に田中が次第に疲れはじめている様子が文書では明らかとなっている。

## 2) 教員組合に対する政治的敗北

前記の地方長官会議の半年後である12月7日に開かれた帝国大学総長・官立大学学長会議で田中は、「一部の教育者間に待遇改善問題を契機とし、罷業決行の声をきくことは遺憾千万なことである。これはわが教育界全体の名誉では決してない。われわれは大学の教育界の最高峰として、教育者が真にその高貴な天職に精進するような健全な風潮を盛ならしめ、特に一方学問と教育との自治が他方重大な責任を伴うことの範をたれ、以て日本文教再建の原動力となられることを深く念頭する」<sup>35</sup>と強い批判を述べている。結局、田中与教員組合が互いに交渉を妥結することができなかった理由は、本発言の後段部分で説明ができるのではないだろうか。生活水準向上のために要求を行う組合側にとって生活保障のない教育の自治権の獲得は第一に必要なものではなく、相互に求めるところの価値が異なっていたことを田中自身が理解していなかったのである。

1946年9月2日に発表された論文「教育者の使命」では、教員たちに向かって「待遇改善は取引に於ける対価のやうなものではありません。(中略＝引用者)苟も我々が餓死しないで生存を続けている以上は、教育者として語り、教育者として行動しなければならぬのではありますまいか」<sup>36</sup>と断言している。当該論文の最後にある「教育者としての矜持が生じ、権勢にも富貴にも屈しない教育者の人格と權威とが生じて参ります。然る時に待遇問題や制度改革論の如き、遙か彼方に遠のいてしまうのであります」<sup>37</sup>との断定は、制度改革によって教育権の独立を実現することを唱えた田中の教育改革論の特質であると言えよう。

田中が教員たちに対して自身が進める改革を信じて欲しいとメッセージを発し続ける一方で、1946年の後半期から翌年にかけて各地方行政において学制改革に対応する協議会を設置する事例が増えている<sup>38</sup>。この協議会は、教育行政の民主化を実現するために教員もまた教育行政に参画する仕組みを各自治体が整えたものであった。田中が激しく教員組合と対立した一方、各地方では新しい民主主義時代の教育文化を築くために教員もまた力を尽くしていこうとする取り組みが広がっていくことを考えれば、中央政局における田中与教員組合との政治対立は極めて先鋭化していた特殊な事例であり、田中のその個性により

招来していた問題であったのかもしれない。

ともかくも、文部省と教員組合との間で団体協約が締結されたのは、田中が大臣辞任後の1947年の3月に入ってからであった。全日本教員組合協議会との協約締結が3月7日、教員組合全国連盟とは3月11日であった<sup>39</sup>。それぞれ、教員の勤務条件に関する協約が基本となるものだったが、教員の組合運動や個人的政治活動を文部大臣が制限することができなかった。文部大臣と教員組合全国連盟との労働協約では、「第三章 人事に関する事項」と「第五章 組合活動に関する事項」で、個人の組合活動や政治活動が法律を違反しない限り文部大臣は処分を行わないとする協約が締結されたのである<sup>40</sup>。全日本教員組合協議会との協約書の内容も同様の内容であった<sup>41</sup>。いずれの協約に関しても、それらは田中が望んでいた教員と教育行政との関係像とは異なるものであった。この結果は、田中の政治的敗北のひとつであったと筆者は考える。

## (2) 新学制の導入と吉田茂内閣の改造

### 1) 新学制の導入時期をめぐる文部省の躊躇

対日占領において教育行政の民主化を主に担当したのはCIEであったから、新学制導入に関する考察の際にはこの機関の動きを第一に把握しておく必要がある。CIEの教育課長であったマーク・テイラー・オアは、日本の学校制度に関してCIEとしては次のような点を課題として捉えていたと述べている。すなわち、日本の教育制度は①経済的および社会的理由によって、大半の生徒を分け隔てている、②性別によって差別的である、③義務教育期間中（六年間）に、すべての階層の人々が積極的にうまく国民生活に参加するために必要な経験を子どもたちに受けさせていない、④現行の学校教育では「袋小路」(“blind alleys”)が多すぎて、複雑な制度にからまれて、個人を挫折に陥らせる<sup>42</sup>、状態であると指摘した。この指摘は、新学制導入に至る理由の原型をそのまま表現しているとも言えよう。

だが、海後宗臣らが「戦前からすでにわが国には六・三学制と同様な原則による学制改革案が成立していて、学校を解放的に組み立てる基本的な考え方が存在していた」<sup>43</sup>ことを日本教育家の委員会で指摘したように、学制改革は日本側でも十分に長い時間をかけて広く議論されていたテーマであった。ただし、大蔵省やドッジが予算を出さない以上、空手形では履行できないという観点から、文部省の課長クラスの官僚たちは新学制の早期導入に反対していたと証言をしている<sup>44</sup>。国民学校8年制を基軸とした制度改革と新たな新学制案では、その執行予算に大きな隔たりがあろうことは容易に想像できる。海後は新学制の導入に関して、1946年1月当時、「膨大な経費を要する。これを如何にして賄ふかと

問はれると思ひますが、私は経費は何ら要らぬと思ふ」<sup>45</sup>と講演で述べている。海後の意見は文部省の改革を後押しするものであったと捉えることができよう。

### ○ 六・三制実施の課題

2月22日には勅令第102号「中等学校令改正等の件」が発せられ、六・五制の施行がうたわれた<sup>46</sup>。文部省サイドの行政事務としては戦時中に崩壊した体制を再建することにまずは注力し、それを新学制の実現に活用していこうとしていたのではないだろうか<sup>47</sup>。文部大臣であった田中は同年10月30日に開催された地方長官会議の席上、「六、三、三案に就ても目下研究中であり、その採用が政府として決定したわけではない。然し青年学校教育の充実は議会に於ても大に論じられたところであり、これは地方青年の道義的及び文化的水準の低下を考慮する時に緊急の必要事と認めている次第である」<sup>48</sup>と述べている。田中の発言は、この一年を通して青年学校改革の検討が進んでいたことを証左していよう。

だが、新学制の実施はその準備における騒動が影響して山梨県睦沢村・岡山県蟹郷村・香川県和田村の各村長が自殺するなど<sup>49</sup>、新学制の財政課題は地方行政に深刻な政治問題を生じさせた。CIEでさえ、日本国内で新学制の導入が全国の教育関係者に誤解を与えていたことを理解していた。例えば、ステアリング・コミッティの場で、オアは「私立学校から今だに六・三・制度になると学校を取上げられるかと言って問合せがある」<sup>50</sup>と日本側に述べている。このような状況のなかでも、新学制は早期実現を期するべきだという公的な議論が教育刷新委員会で進められた。1947年1月17日に開かれた教育刷新委員会の第19回総会の冒頭で、安倍能成は新学制の実施は「進駐軍の希望」<sup>51</sup>だと述べている。対日理事会の席上でも、議長のウィリアム・J・シーボルトが「この計画によれば、一つの制度から他の制度に移るのが極めて容易であり、すべて学校は教育の水準が比較し得るので差別的な選抜方法を除去し、教育の袋小路を除去することが出来る」<sup>52</sup>と述べたことは、新学制の導入は占領政策として戦勝国全体の合意を得ていたことを証明している。

しかし、安倍は同回総会で新学制の実現が「内閣の方で二十二年度から実行するということが困難になっておるし、そういう風に行ないないというような形勢がある」<sup>53</sup>という状況であることを報告している。占領改革の指示事項として圧力が高まっていたにもかかわらず、内閣の中で新学制の導入が否定されていたのである。だからこそ、教育刷新委員会は「刷新委員会の責任として、また信念としてそのことを是非実行して貰いたいという、そういう趣旨の決議を内閣に提出して、その実行を促進する」<sup>54</sup>ことを決め、その文案を安倍が書くこととなった。同回での議論では、占領政策として主導された新学制に対して教育刷新委員会がそれを積極的に歓迎して早期の実現に同意した一方で、文部省側は様々な制約があることを示唆しながらもできるだけ円滑に実現できるように段階的な計画で進

めたい意向を示していた。文部省は地方に学校教育局長名で「新学校制度実施準備の案内」を発しており、この文書の最後に「この案に基づく新学校制度の実施に対し、各方面にわたって研究を重ね、この実現に向かって努力と協力とを致されることを望む」<sup>55</sup>と記していた。これは文部省から新学制導入に対する実質的な準備の指示であろうが、あくまでも「もし実行すればという」<sup>56</sup>前提条件は崩してはいなかった。それは予算の保証なき制度の導入はできないという文部省の公的な姿勢であるし、また一方で内閣の中で文部省が改革実行の権限を制約付けられていた政治的状況を説明しうるものであった。

このように新学制を導入する時期や方法に関して教育刷新委員会と文部省の間で方針をめぐる対応の違いがあったことは確かだが、制度そのものの是非に関しては争われていない。六・三制を中心とする学制全体の改革自体は1946年12月27日の教育刷新委員会の第17回総会において決定していたから、新年になっても文部大臣の地位にあった田中にとって新学制そのものの是非が直接に閣僚としての任に残るか辞任するかの理由になったと考える事は早計なのではないかと筆者は考える。もし新学制改革そのものを首相である吉田が否定していたのならば、より以前に田中や教育刷新委員会に圧力を加えていたはずであるからである。だからこそ、田中が大臣を辞任するまで一カ月を残していたこの新学制改革決定の時期を考慮すれば、田中の大臣辞任の理由は新学制への対応そのものだけに限定されることはないのだと考える。

## 2) 新学制の導入予算をめぐる石橋湛山との対立

先にみたように、教育刷新委員会が新学制への改革を積極的に唱導する一方、文部省は予算獲得の観点から新学制の早期実現の難しさを意識していたことを確認した。では、国家の財政を掌握していた大蔵省はこの新学制の導入に対してどのように対応していたのかを確認する必要があるだろう。田中自身、吉田内閣が改造する際になぜ自身が交代することになったのかについて、「教員の待遇改善について蔵相（石橋湛山氏）と意見が衝突したことか、または莫大な経費を必要とする六三制の実施を強硬に主張したことのいずれかである。（中略＝引用者）吉田首相は私に面会を求めて、今度の内閣改造によって教授グループを入れ、社会党との連携をはかりたい、と語られた」<sup>57</sup>と述べている。石橋との対立、そして新学制を実施する上での経費の問題は、いずれも共通した相手との話題である。田中がこのように述べている以上、当該時期の石橋の考えや動向を整理しなければならない。つまり、新学制を実施するための財源の裏付けについて石橋と田中がどのような政治的緊張状態にあったかを検討することが重要であろう。文部大臣である田中と大蔵大臣である石橋とでは、政治的利害が異なっていたはずである。田中の大臣更迭の時に大蔵大臣であった石橋を対象に田中との政治的関係について検討をし、田中の大臣更迭の政治的背

景を考察したい。

### ○ 石橋湛山の教育観

石橋が遺した『湛山日記』（石橋湛山記念財団，1974年）は石橋を取り巻く政治動向の詳細が記録されており、この時期の政治分析にとって一級の資料だといえよう。湛山日記をよめば、GHQが石橋を批判していたことに対して石橋自身が意識していたことがわかる。たとえば、1946年の9月9日の日記には「GHQにて予に対する反感甚だしと伝ふ、事実なりとすれば米国人等の疑惑馬鹿々々しき事なり」<sup>58</sup>と記録されている。GHQが石橋を批判する理由は、石橋が終戦処理費の削減を主張したからだと言われる。だが、石橋自身は回想録（『湛山回想』岩波書店，1985年）の中でそれを否定している。石橋は、終戦処理費は敗戦国としての賠償費と同意であるからこの削減を主張したことは認めているが<sup>59</sup>、進駐に関する工事請負案件に関して各業者の見積もりが高騰化していたことがそれまでは放置されていたので大蔵大臣として対応したに過ぎないと証言しているのである<sup>60</sup>。だが、この件に関して、「第八軍のアイケルバーガー将軍は、その家庭に飾る花までも節約したというほどに、むしろ、われわれの予期以上に、経費減少につとめてくれた。世の中には、これらの問題について、案外誤解も多い」<sup>61</sup>と述べていることから、GHQとの間の対立も結局は氷解したのだと考える。つまり、GHQと石橋の間には長期間の緊張関係は存在しなかったのではないだろうか。

一方の教育行政への石橋の対応はどうであっただろうか。新学制実施にかかわる問題で、石橋は教育に理解のない大蔵大臣であると帝国議会で批判されていた。だが、決して石橋は教育行政に対して冷淡であったわけではない。例えば、私学への復興支援における対応を、石橋が教育に対しても理解があったことの例として挙げることができよう。戦後の復興においては、国公立だけでなく私学の復興も重要な政治課題であった。しかし、敗戦後の政府には十分な財政的余裕もなく、私学への支援の優先順位は低くならざるを得なかった。終戦時の日本の財政は「ほとんど完全に元利を支払う能力のない日本政府の借金証文をいだいて終戦となった」<sup>62</sup>と言われるような状態であったが、これに加えて戦時中に発生した契約の支払いや戦地から復員する兵士や軍属への支払い等が発生した。占領直後の日本経済は悪性のインフレを引き起こしたこともあり、過重な負担が予想される政策を採用できるほどの資金を大蔵省は調達することができなかつたのである。そのような経済状況の中にもかかわらず、例えば『湛山日記』の11月6日の日記には、「首相官邸にて私学代表小山恒吾氏等と会見、首相及文相同席、私学復興に対する政府よりの援助貸金承認」<sup>63</sup>と記載されており、教育に対する支援を大蔵省が一切断っていたわけではないことがわかる。石橋自身、同年4月の衆議院議員選挙に立候補した時の演説では、その最後に「男

女の別なく、又昨日まで工場に働いていた青年も、自ら修養して、適当の実力を具えた者は、仮令中学、高等学校を経ずとも専門学校にでも大学にでも入れる、斯様な教育制度の実現を期する<sup>64</sup>と結んでいることから、教育改革の構想を政治家として有していたことは確かである。田中との個人的関係も良好であった。ともに文部・大蔵両省に共通する政治課題に取り組んでいるだけでなく<sup>65</sup>、個人的にも田中とともに帝劇へオペラの観劇に行っている記録が残っている<sup>66</sup>。

### ○ 教員待遇改善問題の浮上

だが、教育政策をめぐる石橋と田中との間で、突然の関係の変化が起こってくる。その変化は『湛山日記』の11月15日の記録にある「終戦処理費の予算超過につき討議」という一文から確認することができる。この翌月には次年度の予算策定が予定されていたので、日記全体からは石橋が予算案の担当相として危機感を持っていたことが伝わってくる。そのような緊迫感の中に石橋や内閣全体があったにもかかわらず、田中の言動が内閣とその政府予算に関して重大な影響を及ぼすことになるのである。石橋の日記からその動向を整理してみる。

表1 『湛山日記』にみる田中耕太郎への言及 (1946年12月)

日付	『湛山日記』記載内容
12月10日	一時より院内にて臨時閣議、文部大臣が教員組合に向かって研究費支出を約束せる件につき本日衆議院に緊急質問あるため 二時頃より衆議院本会議 教員ストに対する緊急質問
12月14日	九時より臨時閣議 吉田首相は風邪にて欠、文部大臣が教員組合に不用意に約束せる給与の件につき協議
12月17日	文部大臣と教員給与の件につき打合せ、同相も教員だけ特別待遇することの不合理を認む

出典：石橋湛山『湛山日記』石橋湛山記念財団，1974年，168-170頁。

『湛山日記』の12月10日の内容は、この日以前に田中が石橋の同意を得ずに財政問題に関して不用意な発言をしたことを批判しているものである。その発言とは、第91回議会衆議院本会議中の11月30日に行われた早川崇の「国務大臣の演説に対する質疑」への答弁<sup>67</sup>であると思われる。早川はその質疑の最後に、教職員の待遇問題を取り上げた。教育者がストライキに突入しようとしているにもかかわらず、待遇改善問題が一向に解決し

ようとしなないのはなぜなのか、そしてどのような対応をしようとしているのかと田中や石橋に質問をしている。早川の質問に対し、田中は「文部省といたしましては、教育者の使命の重要性に鑑みまして、何らかの名目をもつて、本議会提出の追加予算の中に、教員待遇改善の実を挙げるに必要な費用を計上いたすために、目下急速に具体的準備を進め、近近関係方面と折衝いたす予定であります、附け加へて申し上げます、私は特にこの問題につきましては、微力のあらん限りを尽くす覚悟であります」<sup>68</sup>と答えている。田中の発言は具体的な根拠が全くないものであるだけでなく、明らかに政治的に踏み込んでいる内容であった。

この早川質問への返答としての教員待遇改善にかかわる予算の問題が、『湛山日記』の12月10日にみる臨時閣議を開催するきっかけになったものと思われる。当日13時に開かれた臨時閣議の同時間帯から始まった衆議院本会議で、松原一彦が教員待遇改善問題に関して「聞く所によりますと、文部省の要求に対しましては、大蔵省には既に研究費一人三百円、二月までの要求五億何千万円というものが出ておるということであります。また大蔵大臣は、かねて文部大臣に対しましても、その内意は漏らされているやに聞いておるのであります。(中略＝引用者)もし文部大臣の言明せられたことと、大蔵大臣のとおるゝ今日の処置とが一致しないとするならば、まさに閣内の不統一であります」<sup>69</sup>と指摘している。田中は松原の質問に対し、「六百円以下の収入の者をその線に引上げることにつきまして、極力努力したいと存じております。また現に努力をいたしております」<sup>70</sup>と答えている。また、田中はその答弁中、教員が組合法に守られているとはいえゼネストに参加するかどうかは教員としての良心に従うべきだと主張し、議場を騒がせることとなった。石橋は田中が議会に提出した追加予算を取り上げて「この追加予算の成立が、この前の議会の終りに近いころ、すなわち非常に遅れてできたものでありますから、その後、教員等は非常に多数であるために、その計画が遅れたものようであります。(中略＝引用者)いわゆる研究費なるもの—これは名前はなんとなるか知りませんが—については先ほど文部大臣からお答えをした通りであります」<sup>71</sup>と答えている。田中の発言を石橋がフォローしているが、しかし石橋は同発言の中で教員を含めて公務員全般の給与の実態を調査中であるから、その調査が終わって「初めて科学的な待遇改善ができるわけでありませぬから、その上において本当の改善をいたしたいと思ひます」<sup>72</sup>と松原に答える形で田中への牽制を忘れていない。この牽制こそが、『湛山日記』中の12月14日と17日にみる記述の答えであると考えられる。

### ○ 吉田内閣の社会党との連立の模索

田中が教員待遇改善問題で議会において批判を浴びる一方、前記田中が述べていたよう

に吉田がこの時期に内閣改造を社会党との連立という新しい形で構想していたことを石橋もその日記の中で記録している。これは、拮抗するばかりの労働組合のスト計画の動きに対して、状況を打開しようとする吉田の政略でもあった。当時、朝日新聞でも、和田博雄農林大臣を橋渡しに吉田が社会党との連立を模索し続けていることを報じている<sup>73</sup>。田中が、教員の政治活動には極めて強い批判を繰り替えてしていたのは、先に見た通りである。その上で、田中の政治的失言と新学制導入に関する対立と混乱が生じたことは、吉田にとって田中を更迭する動機を正当化させる十分な理由であったのではないだろうか。

表2 『湛山日記』にみる吉田内閣改造の動向

日付	『湛山日記』記載内容
11月7日	十一時すぎ東京第一病院に町田忠治氏病氣を見舞ふ、食欲なきに苦むと 併し案外元気なり、明年の講和会議まで吉田内閣の継続を希望し 且つ予に対して激励の辞を述べつゝ握手す
12月24日	内閣改造につきて河合及び膳両相来談、首相及び幣原國務相には社会党員を入閣せしめる意図ありと、笑ふべし
1月25日	午後三時頃 全官庁職員組合代表と幣原國務相（首相代理）との会見が首相官邸にて行はる、河合厚相同席 控室にて 政局を速に明朗化す必要あり 閣僚の意見を首相に提出すべしとの話あり
1月28日	午後二時より閣議、政局問題出づべしと期待せるも音沙汰無し、官公職員罷業の場合取るべき処置につき検討、非常立法の準備申合（中略=引用者）政局に関し閣員の不満大に昂進 吉田首相不信任の空氣瀰まん
1月29日	午後二時より閣議 首相より [以下空白]
1月30日	午後二時より閣議、首相より再度の社会党との連立談決裂の旨発表、和田農相は辞表提出の旨 又総辞職を可とするの発言あり（中略=引用者）中労委は組合側の妥協を期待す 但し徳田共産党委員は反対す、当方は一松、平塚、河合、田中の四相と予、斯くて組合側代表の到着を首相官邸にて待つ、翌朝二時頃に至り徳田委員帰り来り、組合側は会合の結果、マ司令部よりの命令に不拘 民族の權威の爲め断然二月一日よりゼネストに入る旨を決定せりと誇らしげに伝ふ、予等閣員はこれを聞いて引き上ぐ 但しそれより先 平塚、一松、田中の三相は引き上ぐ

日付	『湛山日記』 記載内容
1月31日	午後二時院内にて自由党大会開催，暫時出席，総理の希望に依り全官邸に赴きて面会，内閣改造（中略＝引用者） 午後五時より新任閣員

出典：石橋湛山『湛山日記』石橋湛山記念財団，1974年，161-182頁。

表2にみるように、石橋が吉田の社会党との連立論を否定的に受け止めながら、大蔵大臣として政局の中心にいたことが理解できる。そして、吉田内閣は社会党との連立によって労働組合や共産党の政治的勢いを止めることを模索していたことがわかる。最終的には、各組合との交渉の場に同席してきた石橋が閣内に残ることになるのである。この内閣の改造により田中が更迭され、新学制の導入は新たな文部大臣のもとで進められていくこととなる。

石橋自体は、新学制の実施に対して予算措置の観点から当初は反対していた。石橋は「果たして日本の現在の状態で、その負担に堪えうるかが問題であった。内務大臣は、（中略＝引用者）それは地方がたいへんなことになるという、大いに反対した。私も、また、最初文部省が出して来た大きな予算を見て、これは、とても承認が出来ないと拒絶した。のみならず急激に、かような学制改革をして、教室や教材の不足は、もちろんだろうが、第一に教員や教科書の準備があるのかと質問した。これに対する文部省の答は、あいまいをきわめた。自信のあるふうは少しも認められなかった」<sup>74</sup>とその実現性に疑問を抱いていた。この石橋の証言は、文部省案に対して大蔵大臣が明確に反対をしていたことを証明している。しかし、同時に、田中自身も新学制の導入に対して現実的な計画をもっていないのではないかと捉えていたことも回想しており、田中が文部大臣では新学制の導入に関する課題をどのように各方面とはかって解決を果そうとするのかが不透明であると石橋は考えていたのであろう。

### 3) 内閣改造における吉田による田中更迭の意図

文部大臣であった田中が新学制の導入に関してそれをどのように具体化させるのかという課題解決の方策を整理している最中に、教育刷新委員会が新学制導入の予算措置を求めることを決議したことは、田中にとって抗い難い政治的事件であったはずである。田中の大臣辞任後も、オアは教育刷新委員会が新学制の早期実現を求める声明を積極的に出すべきだとステアリング・コミッティの場で促していることから、制度改革の方向性はGHQにとっても既定路線として採られるべきものであった<sup>75</sup>。全国の学校に投じる予算の規模

がどれ程に膨らむかも分からない学制改革は予算を立てようもなく、そのような状況での早期の制度導入の決議は文部大臣としての田中を閣内で孤立させることにつながった。田中を補佐した山崎も、政局多端のために田中も自分も十分に政府の中で学制改革を説得して回ることができる余裕がなかったとステアリング・コミッティの場で証言している<sup>76</sup>。教育刷新委員会は総理大臣の諮問機関であったから、明確な吉田の指示がない中でのその決議は文部大臣である田中を悩ませた課題であったと思われる。これは、田中が文部大臣を辞任する二週間前の出来事である。前年12月から明確になった吉田による社会党との連立模索に関する閣内の意見調整と各組合及び共産党とによるストライキ中止の交渉もまた、教員待遇改善問題を混乱させていた田中を更迭する理由となっていたはずであるから、1月17日の教育刷新委員会による決議は田中の政治権力の後退に影響を与えたのではないだろうか。だからこそ、田中は自身の更迭を新学制の実施によるものと推測したのだと筆者は考える。田中は、教育刷新委員会やCIEによって新学制の早期実施を主張させられたというのが政治的な実情ではなかっただろうか。

このように田中の文部大臣としての政治的退場は、新学制の導入時期に関する政治的対立を理由とする側面だけを焦点にするのではなく、①教員組合との待遇改善やストライキに関する交渉の失敗がそもそも前提にあったことも確認しておかなければならない。さらには、②円滑な新学制の実施に対して予算を確保することができなかった政治的責任があったことを指摘できよう。つまり、それらの総合的な結果からもたらされた責任と吉田の政略によって大臣更迭は決定づけられたことをより強調すべきではないかと考えるのである。

### ○ 田中更迭の真意

田中の辞任に関して、当時秘書課長であった劔木享弘は田中とそして新たに文部大臣に就任した高橋誠一郎の二人に直接その理由を聞いている。この時、田中は吉田が「あの人はワンマンだから理由の一つも言わない」<sup>77</sup>ので分かっていなかったと述べている。一方の高橋に田中更迭の理由について劔木が聞き取った内容は、『教育技術 臨時増刊号』（小学館、1952年）の中で述懐している。大臣親任式からの帰路における車中での高橋との会話から、「恐らく総理は田中大臣では不可能ではあるので大臣の更迭によって六三制の実施を中止するか又は時期を延期するかを希望」<sup>78</sup>していたのではないかと推測している。文部大臣の交替を決定した吉田は『回想十年』（第二巻、新潮社、1952年）で、「順順に小学校、中学校、高校、大学と、新制度にきりかえてゆくのが賢明だという、田中文相たちの考えは当然である。これが文相たちの立場である。ところが二十二年から、三年の間に毎年毎年小、中、高、大学と新制度にきりかえてゆけというのが総司令部の態度だから、

当局者は弱ったわけである。田中君，山崎君たちは奮闘した。そしてその抵抗が限界に達したと思われたとき，私は，田中君に静養をすすめた。それ以上は，日米双方にとって有利でない，私は見透かしたからである」<sup>79</sup>と述べている。

しかし，文部省の官僚であった有光次郎の証言によれば，その政治的決断の経緯はこれまで整理したような吉田の説明や劔木の予想と異なっている。有光によれば，新学制の予算獲得はGHQが望んでいることだと主張する文部省に対してそんな事実はないと当初批判していた吉田が，後に新学制にかかわる予算措置を認めたのは大蔵省次官であった池田勇人が石橋を説得したからであろうと推測している<sup>80</sup>。つまり，新学制の導入に関する吉田の政治決断は，大蔵省に支えられていたと指摘しているのである。そうなれば，田中から高橋へ的大臣交代は，先にみたように新学制の実施時期に関する問題を理由としたものだけではなくてくる。読売新聞は自社の調査による見解として，「高橋文相は，CIEとともに二十二年度実施を迫った刷新委の有力メンバーであった。実施を引き延ばすどころか，積極的だったはずである。その高橋氏を行政の最高責任者に据えて実施延期を図るとするのは辻つまが合わない」<sup>81</sup>と吉田による田中と高橋の大臣交替に関する説明を否定した。確かに新学制の実施時期の延期をはかるために田中を更迭したという理由とするならば，高橋の起用は結びつかない。つまり，新学制の実施如何という理由は国内政治全体の中での政治決断とする弁疏にしか過ぎず，田中更迭という政治的場面は吉田と石橋の政治的關係，そして吉田による社会党との連立工作の失敗の結果によってもたらされたものであり，内閣全体の延命という政治闘争の中に埋められた調整弁のひとつであったと筆者は考える。尚，有光は日記中の1947年1月31日の内容に，「吉田内閣改造（連立工作失敗後ノ対処策，首相ノ専断ニ与野党トモ不満）田中文部大臣退官シ，慶応義塾大学教授，高橋誠一郎氏文相就任」<sup>82</sup>と書き残している。そして，2月8日の内容では，「昨日午後，大山恵佐君来り，田中前文相退任の事情として曰く『実現性なき案を閣議に持込み，まるでCIEの手代の如し』との石橋蔵相，植原内相の吉田総理への進言によると」<sup>83</sup>と書かれており，閣内における石橋との対立によって田中は大臣を更迭されたことが推測できるのである。

## おわりに

これまで吉田内閣の周辺を観察してきたが，ではGHQ内で教育政策を担当したCIEは田中の大臣更迭に向けて何かしらの動きをはかったのであろうか。この課題を本稿の最後に考察したい。CIEは，文部省代表者（次官）と教育刷新委員会代表者との三者会合となるステアリング・コミッティを主導していたわけであるから，組合の問題や新学制の問題

に関して、日本側に対して意図をもった指示や政治的な行動を考えていた可能性は十分にあるだろう。しかし、オアはCIEの政策決定に対する関与のレベルの実態を「重要なことは、GHQの経済科学局が日本の国家予算について責任を負っており、日本政府全体の総合的な監督と改革については、民政局の責任であった、という事実である。このことは、教育課が承認したどんな基本的な改革や決定事項も、必ず、これらの中心部局の同意と支持を得る必要があることを意味していた」<sup>84</sup>と証言している。また、トレーナーはこの時期の教育民主化について「6・3・3・4制とカリキュラム体系。それと、社会科」<sup>85</sup>の計画を提案し案をまとめたのは、青木誠一郎だと証言している。他にも、この改革時期に文部省大臣官房文書課に在籍していた天城勲は、学校制度の改革を担当していたのはオアと内藤誉三郎であったと証言している<sup>86</sup>。このように様々な関係者が様々な証言を残しているが、これらの証言は占領政策の実権を誰が有していたのかという根源的な問いへの答えとして重要な意味を有していよう。つまり、占領改革におけるCIEの地位は教育改革においてはその司令塔としての絶対性を確立しておらず、またESS（経済科学局）や大蔵省の前では極めて低いものであったと言わざるを得ないのである。そのようにCIEのGHQ内の権力位置を考えれば、田中の大臣辞任に対してはCIEが直接関与したということにはなかったものと推定してよいだろう。CIEの政治的権勢の実態を考えれば、同様に米国教育使節団のGHQに対する影響力も限定的に捉えるべきであろうと考える。

本稿で言及したように、改革の財源を保障する権限はESSや大蔵省にあったために、文部省やCIEは改革承認を得ることに苦慮したことを推察することができた。しかし、田中が制定や導入に尽力し、そして彼の辞任後によって整備が進む教育基本法体制の施行や新学制の導入、教育委員会体制の整備は、教育の民主化を具現した本格的な戦後教育行政の出発となったことも確かであろう。田中が1945－1947年という2年間に果たした役割は占領下にある日本の民主化改革の主体性を確保し、その後の制度整備の嚆矢となったと評価することができるのではないかと筆者は考えている。その上で田中が文部大臣を交替させられたことを再検討してみれば、その辞任と田中による各改革構想の実現の頓挫は当該期間に組み立てられた教育民主化の方向性を確立する最後の政治的犠牲であったと言えるだろう。同様に、その後の吉田内閣の退陣は、当該期間における民主化という体制改革において吉田の役割は終了したということ国民世論が追認した結果であったのではないだろうか。

**[参考資料]**

- 1 劔木享弘『戦後文教風雲録 続・牛の歩み』小学館，1977年，42・51-52頁。
- 2 鈴木英一『日本占領と教育改革』勁草書房，1983年，69-70頁。
- 3 吉田茂『回想十年』第二巻，新潮社，1952年，101頁。
- 4 田中耕太郎『私の履歴書』春秋社，1961年，77頁。
- 5 有光次郎『有光次郎日記』第一法規，1989年，837-838頁。
- 6 同上書，842-843頁。
- 7 田中耕太郎『教育と政治』好学社，1946年，245-299頁。
- 8 同上書，270頁。
- 9 阿部彰『教育関係法令目録並びに索引』昭和編Ⅲ，風間書房，1988年，221頁。
- 10 CIE編，児玉三夫訳『日本の教育 連合国軍占領政策資料』明星大学出版部，1983年，138-139頁。
- 11 同上書，181頁。
- 12 近代日本教育制度史料編纂会編『近代日本教育制度史料』第十九巻，講談社，1964年，535-540頁。
- 13 文部省大臣官房総務課編『歴代文部大臣式辞集』大蔵省印刷局，1969年，481-482頁。
- 14 阿部（1988），前掲書，227頁。
- 15 同上書，238頁。
- 16 阿部彰『戦後地方教育制度成立過程の研究』風間書房，1983年，94-95頁。
- 17 同上書，109-120頁。
- 18 阿部（1988），前掲書，246頁。
- 19 同上書，260頁。
- 20 同上書，254-255頁。
- 21 「教職員適格審査制度に就いて」『田中耕太郎文書』国立教育政策研究所・教育図書館所蔵。
- 22 読売新聞戦後史班編『昭和戦後史 教育のあゆみ』読売新聞社，1982年，319頁。
- 23 同上。
- 24 阿部（1983），前掲書，451頁。
- 25 同上書，496頁。
- 26 高橋寛人解説『教育刷新委員会総会配布資料集』第一巻，クロスカルチャー出版，2016年，343頁。

- 27 同上書, 343-345頁。
- 28 同上書, 344頁。
- 29 同上書, 345頁。
- 30 田中 (1946), 前掲書, 178頁。
- 31 文部省大臣官房総務課編, 前掲書, 472-482頁。指摘箇所は, 同書474頁にある。
- 32 同上書, 480-481頁。
- 33 同上書, 481頁。
- 34 「回答 田中耕太郎」『田中耕太郎文書』国立教育政策研究所・教育図書館所蔵。
- 35 文部省大臣官房総務課編, 前掲書, 489頁。
- 36 「教育者の使命」『田中耕太郎文書』。国立教育政策研究所・教育図書館所蔵。
- 37 同上。
- 38 阿部 (1983), 前掲書, 198-212頁。
- 39 阿部 (1988), 前掲書, 334頁。
- 40 高橋解説, 前掲書, 466頁。
- 41 同上書, 471-475頁。
- 42 マーク・T・オア, 土持ゲーリー法一訳『占領下日本の教育改革政策』玉川大学出版部, 1993年, 142頁。
- 43 海後宗臣編『教育改革』(戦後日本の教育改革)第一巻, 東京大学出版会, 1975年, 111頁。
- 44 明星大学戦後教育史研究センター編『戦後教育史研究』第二十一号, 明星大学, 2007年, 90頁。
- 45 海後宗臣「教育の民主化」『教育の再建とその指標 教育の民主化』国民教育社, 1946年, 40頁。
- 46 「中等学校令中改正等ノ件ヲ定ム」『公文類聚・第七十編・昭和二十一年・第五十八巻・学事一・大学・中等学校』国立公文書館デジタルアーカイブ。URL ; <https://www.digital.archives.go.jp/das/image-j/M0000000000001778445> (閲覧日 : 2020年5月3日)
- 47 1946年12月当時に文部省教科書局教材研究課長であった西村巖は, 当時の文部省は八・四制の実施をまず行おうとしたと証言している (明星大学戦後教育史研究センター編『戦後教育史研究』第二十号, 明星大学, 2006年, 114頁)。
- 48 「地方長官会議に於ける田中文部大臣の説示」『田中耕太郎文書』国立教育政策研究所教育図書館所蔵。
- 49 阿部 (1983), 前掲書, 349頁。
- 50 『教刷委連絡委員会記録全一冊 (ステアリングコミティ)』3頁。1947年1月23日の会議。野間教育研究所所蔵。

- 51 日本近代教育史料研究会編『教育刷新委員会・教育刷新審議会 会議録』第二卷，岩波書店，1996年，21頁。
- 52 外務省編『初期対日占領政策（下） 朝海浩一郎報告書』毎日新聞社，1979年，288頁。
- 53 日本近代教育史料研究会編，前掲書，29頁。
- 54 同上。
- 55 戦後日本教育史料集成編集委員会編『戦後日本教育史料集成』第二卷，三一書房，1983年，44頁
- 56 日本近代教育史料研究会編，前掲書，26頁。
- 57 田中（1961），前掲書，80頁。
- 58 石橋湛山『湛山日記』石橋湛山記念財団，1974年，147頁。
- 59 石橋湛山『湛山回想』石橋湛山記念財団，1985年，346頁。
- 60 同上書，346-347頁。
- 61 同上書，347頁。
- 62 大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第一卷，東洋経済新報社，1965年，336頁。
- 63 石橋（1974），前掲書，160頁。1946年11月6日の記録。
- 64 石橋湛山全集編纂委員会編『石橋湛山全集』第十六卷，東洋経済新報社，2011年，373頁。
- 65 石橋（1974），前掲書，148頁。1946年9月11日の記録。帝室博物館の処理のこと。
- 66 同上書，152頁。1946年9月29日の記録。
- 67 帝国議会会議録・第91回議院衆議院・本会議。1946年11月30日。
- 68 同上。
- 69 帝国議会会議録，第91回議院衆議院・本会議。1946年12月10日。
- 70 同上。
- 71 同上。
- 72 同上。
- 73 「次期政権は連立 社会党，基本態度を採決」『朝日新聞』1947年1月24日。
- 74 石橋（1985），前掲書，348頁。
- 75 前掲『教刷委連絡委員会記録全一冊（ステアリングコミティ）』，19-20頁。1947年2月13日の会議。野間教育研究所所蔵。
- 76 同上。1947年1月30日の会議。野間教育研究所所蔵。
- 77 読売新聞戦後史班編，前掲書，351頁。
- 78 劔木享弘「わが文部省時代の回顧 6・3制秘録」教育技術連盟編『教育技術 脱皮する日本教育』臨時増刊号，小学館，1952年，38-39頁。

- 79 吉田, 前掲書, 101頁。
- 80 浜田陽太郎・中野光・寺崎昌男編『戦後教育と私 改革をになった人たちの証言』日本放送出版協会, 1979年, 48頁。
- 81 読売新聞戦後史班編, 前掲書, 352頁。
- 82 有光, 前掲書, 940頁。
- 83 同上書, 945頁。
- 84 マーク・T・オア, 前掲書, 99頁。
- 85 明星大学戦後教育史研究センター編『戦後教育史研究』第十七号, 明星大学, 2003年, 73頁。
- 86 同上書, 92頁。